

滋賀県の給与・定員管理等について（平成19年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
平成 18年度	人 1,371,577	千円 484,729,307	千円 1,067,444	千円 175,834,402	% 36.3	% 35.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 18年度	人 17,766	千円 80,928,592	千円 17,207,154	千円 34,334,426	千円 132,470,172	千円 7,456	千円 7,596

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

県では税収減や国の三位一体改革により極めて厳しい財政状況にあることから、独自の減額措置等に取り組んでいます。

知事および副知事の給与の削減

職員の区分	内容	1人当たりの年間削減額	期間
知事	給料の20%減額 期末手当の20%減額	約445万円	平成18年7月20日～平成22年7月19日
副知事	給料の13%減額 期末手当の10%減額	約213万円	平成18年10月14日～平成22年7月19日

職員給与の削減（平成19年4月1日～）

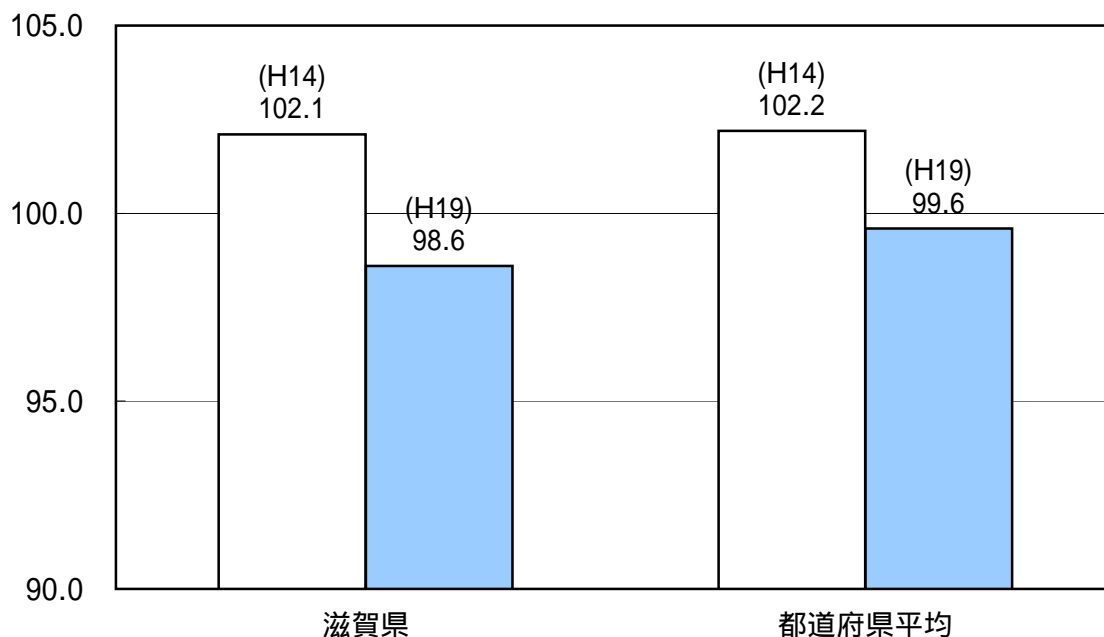
職員の区分	内容	1人当たりの年間削減額
特別職等	議長	報酬の10%減額 約125万円
	副議長	報酬の9%減額 約97万円
	議員	報酬の7%減額 約71万円
	知事・副知事 以外の特別職	給料の12%減額
一般職	部長級・次長級	給料の5%減額 約32万円
	課長級・参事級	給料の3%減額 約18万円
	その他の職員	給料の2%減額 (若年層1.5%) 約9万円

- (注) 平成20年度は、給与構造改革（平成18年の制度改正）に伴う経過措置の範囲内で、部長級・次長級6%、課長級4%、参事級2.5%、その他1.5%の割合により、給料および給料を基礎に算定する諸手当の減額を行うとともに、期末・勤勉手当の加算額および管理職手当もその一部を減額します。知事等についても上記の内容に加えて期末手当の加算額の一部を減額します。

諸手当の見直しなど

主な見直し内容 特殊勤務手当の全般的な見直し（統廃合や支給対象の限定）（平成18年度実施）
 特別職に係る調整手当の廃止（平成18年度実施）
 定時制通信教育手当、産業教育手当の支給率の引き下げ（平成19年度実施）
 農林漁業普及指導手当の支給率の引き下げ（平成20年度実施）

（４）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

（５）給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	円 408,533	円 399,687	8,846 円 (2.21 %)	% 0.15	% 0.15	% 0.35
		円 407,869	664 円 (0.16 %)			

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

本県では職員給与について独自の減額措置を講じていますが、表中の「公務員給与」および「較差」は上段が減額措置後の額であり、下段が減額措置前の額です。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	月 4.51	月 4.45	月 0.06	月 0.05	月 4.475	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。
勧告の0.05月の引き上げに対し、19年度および20年度は0.025月の引き上げを行うこととしましたので、「年間支給月数」は4.475月となっています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

一般行政職(職員数 3,741人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	43.5 歳	351,318 円	448,186 円	395,705 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の本俸の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 以降の職種についても同様です。

技能労務職(職員数 301人)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年収 試算値
滋賀県	301 人	50.0 歳	337,584 円	382,218 円	366,756 円	6,278千円
うち 学 校 給 食 員	29 人	51.1 歳	343,882 円	378,431 円	367,838 円	6,257千円
うち 用 務 員	122 人	51.9 歳	338,402 円	374,978 円	364,005 円	6,185千円
うち 自 動 車 運 転 手	9 人	54.3 歳	342,666 円	395,744 円	378,333 円	6,469千円
うち 電 話 交 換 手	17 人	46.1 歳	328,957 円	373,559 円	347,012 円	6,001千円
国	5,193 人	48.8 歳	287,094 円		320,514 円	
都道府県平均	575 人	47.9 歳	338,849 円	393,549 円	371,181 円	
民間事業者平均		56.0 歳		379,170 円		

(注) 「民間事業者平均」は、滋賀県人事委員会調査によるもので、H17～H19年の3ヶ年平均値を計上しています

【参考】賃金構造基本統計調査(H16～H18年の3ヶ年平均)

区 分	平均年齢	平均給与月額	平均年収試算値
調理士(滋賀県)	38.5 歳	269,400 円	3,656 千円
用務員(全国計)	53.9 歳	227,200 円	3,284 千円
自家用兼用自動車運転者(滋賀県)	54.6 歳	298,800 円	4,131 千円

(注) 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)では臨時的任用職員(地方公務員法第22条第2項)に相当する労働者が含まれるなど、雇用形態などの面において本県の技能労務職員とは大きく異なりますので参考として掲載しています。

高等(特殊・専修・各種)学校教育職(職員数 3,302人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	44.4 歳	402,004 円	471,884 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

小・中学校教育職(職員数 7,178人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滋賀県	43.5 歳	386,899 円	448,859 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

警 察 職(職員数 2,227人)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	39.3 歳	332,470 円	428,577 円	368,160 円
国	42.0 歳	332,446 円		379,710 円
都道府県平均	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

(2) 職員の初任給の状況(20年1月1日現在)

区 分		滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,118 円	181,200 円
	高 校 卒	142,333 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	135,142 円	-
	中 学 卒	123,519 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	196,705 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	196,705 円	-
警 察 職	大 学 卒	201,433 円	187,500 円
	高 校 卒	169,420 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

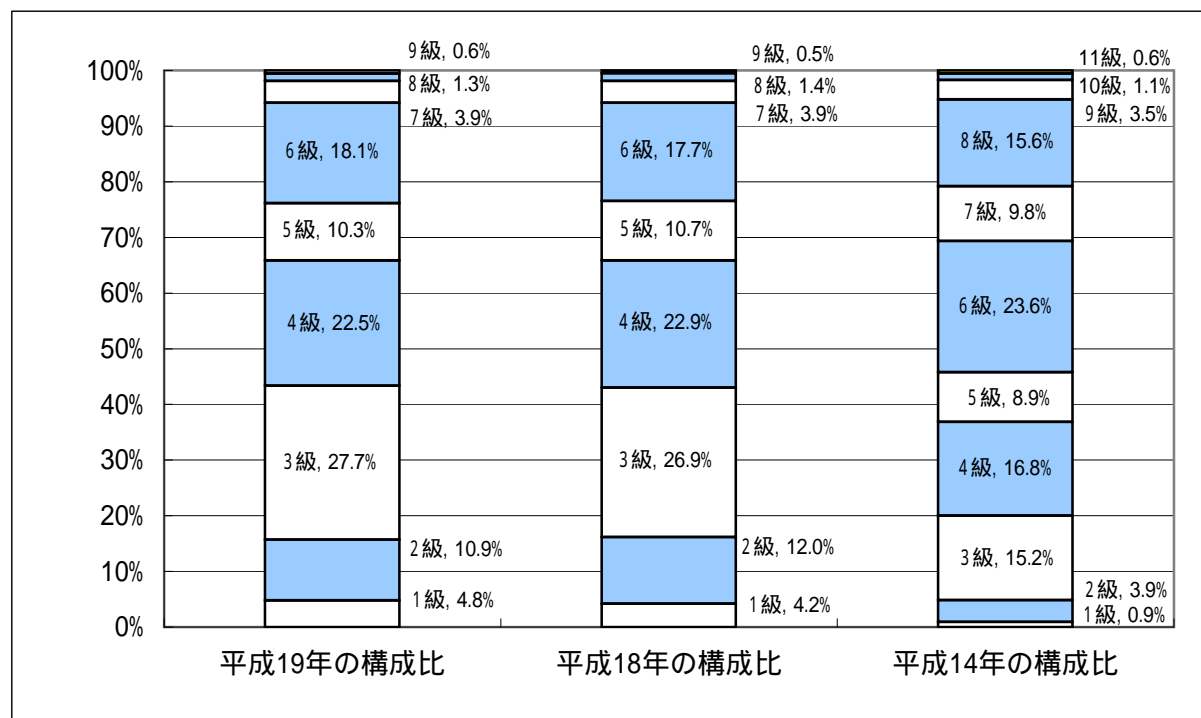
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,886 円	310,474 円	376,041 円
	高 校 卒	220,412 円	269,755 円	306,250 円
技能労務職	高 校 卒	205,668 円	279,202 円	305,074 円
	中 学 卒	181,732 円	214,828 円	274,717 円
高等学校教育職	大 学 卒	317,152 円	367,095 円	398,431 円
小・中学校教育職	大 学 卒	314,588 円	366,934 円	396,299 円
警 察 職	大 学 卒	281,487 円	333,211 円	386,740 円
	高 校 卒	246,671 円	290,140 円	338,594 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	22 人	0.6 %
8 級	部次長	47 人	1.3 %
7 級	本庁の課長	145 人	3.9 %
6 級	参事 課長補佐(困難)	677 人	18.1 %
5 級	課長補佐 主幹(困難)	386 人	10.3 %
4 級	主幹 副主幹(困難)	842 人	22.5 %
3 級	副主幹・主査 主任主事・主任技師(困難)	1,038 人	27.7 %
2 級	主任主事・主任技師 主事・技師(高度)	406 人	10.9 %
1 級	主事 技師	178 人	4.8 %

- (注) 1 滋賀県職員等の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級および2級並びに4級および5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日に、その者の同日前1年間の勤務状況を考慮した上で次の区分により実施しています。

	勤務成績の区分		
	特に良好	良好	良好と認められない
一般職員	5号給以上	4号給	3号以下
特定職員	4号給以上	3号給	2号以下
55歳以上の職員	3号給以上	2号給	1号以下

- (注) 1 特定職員とは、行政職給料表7級以上の職員およびこれに相当する職員をいいます。
 2 55歳以上の職員にあつては、一般職員、特定職員の別なく上記のとおりとなります。
 なお、医師・歯科医師職および技能労務職にあつては「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えます。
 3 国家公務員におけるA～E評価に基づく昇給制度とは異なる基準により実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滋 賀 県			国		
1人当たり平均支給額(18年度)			-		
1,961 千円					
(19年度支給割合)			(19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.475月分	一般職員	3.0月分	1.50月分
特定幹部職員	2.6月分	1.875月分	特定幹部職員	2.6月分	1.90月分
再任用職員	1.6月分	0.750月分	再任用職員	1.6月分	0.75月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	10%～25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤勉手当では、一定の事由により上の表の月数とは異なる月数が適用される場合があります。

〔例：19年度知事部局〕

		通常	停職処分	減給処分	戒告処分
一般職員	6月期	0.725	0.36	0.46	0.56
	12月期	0.75	0.36	0.46	0.56
特定幹部職員	6月期	0.925	0.31	0.51	0.71
	12月期	0.95	0.31	0.51	0.71

(注) 国家公務員の場合とは異なる基準により実施しており、懲戒処分者以外の者に係る成績率の運用はありません。

(2) 退職手当 (19年4月1日現在)

滋 賀 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
	勸奨・定年以外	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額	6,617 千円	27,344 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		2,919,874 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		169,347 円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(職員数)	国の制度(支給率)
大津市	5,139 人	4.4 %	5,124 人	5.5 %
草津市	1,427 人	4.4 %	1,427 人	4.5 %
守山市、栗東市	1,387 人	4.4 %	1,346 人	2.5 %
彦根市、長浜市	2,646 人	4.4 %	2,434 人	2.0 %
その他の県内地域	6,790 人	4.4 %	6,042 人	0.0 %
東京都特別区	18 人	14.0 %	18 人	14.5 %
医師および歯科医師	20 人	12.0 %	20 人	12.0 %
異動保障	- 人	- %	1,016 人	1.0~13.0 %
平均支給率		4.4 %		2.6 %

(注) 1 「異動保障」とは人事異動により地域手当の率が低い地域に勤務地が変更になった場合に、異動前に受けていた支給率を1年目は100%、2年目は80%の割合で保障するものです。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
大津市、草津市	7.0 %	10.0 %
守山市、栗東市	7.0 %	6.0 %
彦根市、長浜市	7.0 %	3.0 %
その他の県内地域	7.0 %	0.0 %
東京都特別区	18.0 %	18.0 %
医師および歯科医師	15.0 %	15.0 %
異動保障	- %	2.4~18.0 %

(注) 国・県とも平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		659,423 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		99,988 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		38.2 %	
手当の種類(手当数 19年4月1日現在)		51 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行う機関に勤務する職員 (2) 上記の職員および県税の賦課徴収を行う本庁の機関に勤務する職員	(1) 県税の賦課徴収業務 (2) 出張して行う県税もしくは県税外収入の滞納処分または犯則事件の取締りの業務	(1) 月額 12,200円 ~ 20,000円 (2) 日額 550円
消防訓練手当	消防学校に勤務する教育専任職員	実習を伴う消防に関する教育訓練	日額 720円
社会福祉業務手当	社会福祉法第14条第5項に規定する業務を行う機関または社会福祉に関する相談を行う機関に勤務する職員	(1) 生活保護法に関する訪問指導等の業務を行う所員 (2) 児童福祉司 (3) 判定員 (4) 児童相談所に勤務する相談員 (5) 訪問指導等の業務を行う相談員	(1)(5) 日額 610円 (2)(3) 月額 12,800円 (4) 月額 6,400円
教務手当	(1) 総合保健専門学校または看護専門学校に勤務する保健師、助産師、看護師または歯科衛生士である職員 (2) 教育の機関に勤務する職員	(1) 保健師等の養成に関する専門学科の授業または実習指導の業務 (2) 当該機関の計画に基づいて行う授業または実習指導の業務	(1) 月額 21,500円 (2) 1時間 340円 (1月当たり限度 10,200円)
職業訓練手当	高等技術専門学校に勤務する職業訓練指導員、指導員	職業訓練の業務	月額 18,300円 ~ 30,600円
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う機関に勤務する教育専任職員	農業の実習指導の業務	月額 16,400円 ~ 18,700円
家畜保健衛生等業務手当	(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員 (2) 畜産技術振興センターにおいて専ら技術指導業務を担当する職員	(1) 家畜の伝染病の予防、家畜の繁殖障害の除去および人工授精の実施等の事務 (2) 肉用牛および乳用牛の生産、繁殖等に関する技術指導等の業務	(1) 月額 17,800円 (2) 日額 840円
公営競技開催業務手当	本庁事業課に勤務する職員	モーターボート競走の開催業務	日額 710円
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関の職員	公害防止条例に規定する指定工場等の立入検査、船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業、ごみ焼却施設の立入検査、粉じん発生施設の立入検査、し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務等	日額 230円 ~ 340円
火薬類等災害調査業務手当	火薬類および高圧ガスの取締りを行う機関の職員	火薬類、高圧ガスについての災害発生時の調査業務	日額 750円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高熱等処理手当	(1)工業に関する試験研究機関の職員 (2)畜産に関する試験研究および指導を行う機関の職員	(1)電気炉、重油窯またはガス窯を使用する焼成作業等 (2)液体窒素を使用する精液の凍結等の作業	(1)日額 280円 (2)日額 260円
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職員	(1)精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等 (2)結核患者の家庭訪問指導の業務	(1)日額 340円 (2)日額 230円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する診療放射線技師、工業技術センター等に勤務する職員	エックス線その他放射線を照射する作業	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	日額 340円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	(1)災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務 (2)年末年始の日(12/31~1/3をいう。以下同じ。)において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 500円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職員	狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	日額 300円
と畜検査手当	と畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査の作業	日額 420円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う試験研究機関等に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務等	日額 260円
麻薬取締等手当	(1)麻薬取締員 (2)漁業取締担当職員 (3)鳥獣保護・狩猟取締担当職員	(1)麻薬取締業務 (2)漁業取締業務 (3)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により行う取締業務	(1)日額 550円 (司法警察員として行う捜査の業務等 1,100円) (2)(3)日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	(1)潜水器具を着用して行う潜水作業 (2)水中での魚類の選別、取揚げ、採捕または放流の作業等	(1)日額 450円 (2)日額 250円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する職員	魚類のせい息状況等調査のため夜間に船上作業に従事したとき	日額 340円
航空手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う非常災害活動等の業務	1時間 1,900円 (危険な業務に従事した場合は 2,470円) 降下作業 1日 870円加算
用地交渉等手当	公共用地等に係る交渉を行う機関に勤務する職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限る)	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急等作業手当	災害の防止のための応急作業等を行う機関に勤務する職員、ダム等を管理する機関の職員	豪雨等により重大な災害が発生し、または発生するおそれの著しい道路、河川の堤防等で行う応急作業または応急作業のための災害状況調査の作業、ダム貯水の放流時における下流の流域周辺の異常増水に係る警戒等の作業等	日額 300円～820円 (夜間において行われた場合は450円～1,230円)
特殊現場作業手当	高所その他の特殊な現場において作業を行う機関に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業 (4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業 (5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	(1)日額 230円～430円 (2)日額 290円～480円 (3)1時間 250円 (4)専従職員 月額4,500円、その他 日額430円 (5)日額 260円
特殊自動車運転等作業手当	(1)自動車の運転作業に従事する職員 (2)除雪作業を行う機関の職員	(1)大型特殊自動車の運転作業 (2)除雪車の運転作業、夜間における薬剤の散布作業等	(1)日額 340円 (重機現場作業は450円) (2)日額 380円～710円
びわ湖フローティングスクール乗船指導手当	びわ湖フローティングスクールに勤務する職員	学校教育の一環として船舶を利用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	・泊を伴う業務 日額3,200円 ・上記以外で5時間以上の業務 日額1,300円
教員特殊業務手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭等	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 (2)修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 (3)対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務等 (4)部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	(1)日額 1,500円～3,200円 (特に甚大な非常災害 100/100加算) (2)日額 2,000円 (3)日額 1,700円 (4)日額 1,400円
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に所属する教諭のうち教育に関する業務についての連絡調整および指導助言に当たる主任等	連絡調整および指導助言の業務	日額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する職員	当該学級における授業または指導	月額 6,700円 (3以上の学年 8,100円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
兼務手当	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長 (2)昼間課程の授業またはその補助を本務とする職員で夜間課程の授業またはその補助を行うもの (3)夜間課程の授業またはその補助を本務とする職員で正規の勤務時間以外の時間に昼間課程の授業またはその補助を行うもの (4)本務として勤務する学校以外の高等学校、特別支援学校の授業を行う職員等	(1)夜間定時制の課程を併置する高等学校の事務長の業務 (2)夜間課程の授業またはその補助 (3)昼間課程の授業またはその補助 (4)本務として勤務する学校以外で行う授業	(1)月額 7,400円 (2)授業1時間 1,650円 (3)授業1時間 1,650円 (4)授業1時間 570円
産業教育等実習手当	(1)農業に関する学科を置く高等学校に勤務する実習助手および技術員 (2)農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員 (3)信楽高等学校セラミック科に勤務する職員	(1)毒物、劇物および特定毒物を取り扱う農作業 (2)正規の勤務時間以外の時間に行う農作物の肥培管理等の作業 (3)正規の勤務時間以外の時間に焼成作業	(1)日額 260円 (2)勤務1回 2,850円～5,700円(年末年始の日において行われた場合は4,350円～8,700円) (3)勤務1回 2,850円～5,700円
入学等考査手当	高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員	入学者の選抜または選考に係る検査問題の作成業務等	一の選抜につき 900円 (年間限度 1800円～3,600円)
夜間定時制勤務手当	夜間定時制課程のみの高等学校に勤務する職員または夜間定時制課程を置く高等学校に勤務する職員	本務として行う夜間勤務	月額 9,200円
主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を担当する警察職員	主として私服で行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	日額 560円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交通整理等作業、交通捜査等作業	日額 310円～1,260円
舟艇運転作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供するため臨時に借り上げた動力船を運転する作業	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、筆跡、法医学または銃器弾薬類等に関する知識を利用して行う犯罪鑑識の作業	日額 280円～560円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯罪の捜査または交通の取締りその他警察活動を行う作業	1時間 1,900円～5,100円 (危険作業 30/100加算) 降下作業 1日 870円加算
航空機整備作業手当	航空整備士の資格を有する警察職員	警察の管理する航空機、航空用装備品、付属品および航空機保守機材の整備をする作業	月額 21,500円
警ら作業手当	警察官	警ら作業	日額 340円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
被疑者留置作業手当	警察職員	直接被留置者に関する業務を行う作業	日額 290円
死体取扱作業手当	警察職員	死体に直接手を触れて行う検視、検証、実況見分、捜査または運搬等の作業、犯罪捜査の目的で行われる死体解剖において立会、記録または解剖後の死体の処置を行う作業	死体1体につき 1,600円～3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において災害警備、遭難救助等を行う作業	日額 840円～1,680円
潜水捜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を捜索するため、潜水具をつけ水中において行う作業	1時間 310円～1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に接近して、当該物件の種類の見別、移動、解体または爆破等を行う作業	1件 5,200円
特殊危険物質等取扱作業手当	警察職員	特殊危険物質またはその疑いのある物質に接近して、これらの物質を処理する作業、特殊危険物質による被害の危険がある区域において行う作業等	日額 250円～5,200円
護衛等作業手当	警察官	天皇、皇族、内閣総理大臣、国賓等を身辺警護する作業、核原料物質等を輸送する車両を先導しまたは追従して、これらの物質の輸送警備を行う作業	日額 640円～1,150円
夜間等特殊作業手当	警察職員	(1)正規の勤務時間による勤務の全部または一部を深夜において行う作業 (2)年末年始の日(12/31～1/3をいう。以下同じ。)において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 410円～1,100円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
銃器犯罪捜査従事作業手当	警察官	銃器もしくは銃器と思料されるものが使用され、または銃器が使用されるおそれがある現場において防弾装備を着装し、武器を携帯して行う作業	日額 820円～1,640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察職員	日本国外において犯罪に関する調査のために危険な地域において行う情報収集の作業	日額 1,100円

(注) 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。

主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運転作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、航空機整備作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水捜索作業、爆発物処理作業、特殊危険物質等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

(5)時間外勤務手当

支給実績 (18 年度 決算)	3,494,679 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	475 千円
支給実績 (17 年度 決算)	3,557,059 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	479 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6)その他の手当 (20年1月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		2,187,875 千円	244,210 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円	異なる	月額12,000円を超える家賃額に応じて支給 月額100円～27,000円	916,742 千円	108,426 円
	(持家居住者) 月額 4,500円	異なる	購入後5年限度 月額2,500円		
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける医師、歯科医師 月額216,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給	異なる	月額306,900円を上限に支給	55,508 千円	1,206,696 円
	(2)医療職給料表(1)以外の適用を受ける医師、歯科医師 月額50,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給	同じ			
	(3)獣医師 月額30,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給	異なる	支給なし		
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし	異なる	(交通機関等利用者) 支給上限 55,000円	2,210,753 千円	137,408 円
	(交通用具利用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	異なる	(交通用具利用者) 2,000～24,500円 駐車場利用料金 支給なし		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額] 月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合6,000円～45,000円を加算	同じ		46,581 千円	298,596 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額] 給料表別、職階別の定額 39,300円～130,300円	同じ		1,146,086 千円	787,688 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額] 給料および扶養手当の月額合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100	同じ		4,798 千円	199,917 円
へき地手当	へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額] 給料および扶養手当の月額合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100～16/100			28,937 千円	298,320 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額] 給料月額に5～7/100(管理職手当を受ける者は4/100)を乗じて得た額			60,537 千円	513,025 円
産業教育手当	高等学校の教員が農業または工業に関する課程において、実習を伴う農業または工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。 [支給額] 給料月額に6/100(定時制通信教育手当を受ける者は3/100)を乗じて得た額			132,349 千円	479,525 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に勤務する教員に支給する。 [支給額] 職務の級および号給に応じて 5,000円～20,200円			1,908,655 千円	181,898 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業に従事する職員に支給する。 [支給額] 給料月額に8/100(管理職手当を受ける職員2/100)を乗じて得た額			50,648 千円	349,297 円
注					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] (1)本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の收受および庁内の監視等を目的とする宿日直 1回5,000円 (2)本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,000円 (3)身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 (4)警察本部における事件処理または警備もしくは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 (5)荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務 1回6,400円 (6)消防学校、盲学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (8)警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務 1回7,400円 (9)常直的な宿日直 月額21,000円	異なる 異なる 異なる 異なる	1回4,200円 1回5,100円 1回5,900円 1回5,900円	516,961 千円	250,587 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		18,478 千円	94,276 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	185,626 千円	196,222 円
寒冷地手当	寒冷地(余呉町および指定公署)に在勤する職員に支給する。 [支給額] (1)世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの 月額17,800円 (2)世帯主である職員であって、扶養親族のないもの 月額10,200円 (3)上記以外の職員 月額7,360円 (支給期間は11月から翌年3月まで)	同じ		14,159 千円	28,489 円

(注) 平成20年4月1日から農林漁業普及指導手当の支給率を引き下げます。

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,056,000	円	(減額前 1,320,000)円
	副 知 事	904,800	円	(減額前 1,040,000)円
報 酬	議 長	936,000	円	(減額前 1,040,000)円
	副 議 長	819,000	円	(減額前 900,000)円
	議 員	781,200	円	(減額前 840,000)円
期 末 手 当	知 事 副 知 事	(19年度支給割合)		
		6月期	1.60	月分
		12月期	1.75	月分
	合 計		3.35	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(19年度支給割合)		
		6月期	1.60	月分
12月期		1.75	月分	
合 計		3.35	月分	
退 職 手 当	知 事 副 知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職月数 × 50/100	24,960,000 円	任期ごと
	備 考	特例措置として、現知事の現任期に係る退職手当は支給されません。 [なお、特例措置がないものとした場合の規定に従うと次の額となります。] 給料月額 × 在職月数 × 70/100 44,352,000 円 任期ごと		

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めて同日に退職したと仮定した場合における退職手当の額です。

6 職員数の状況

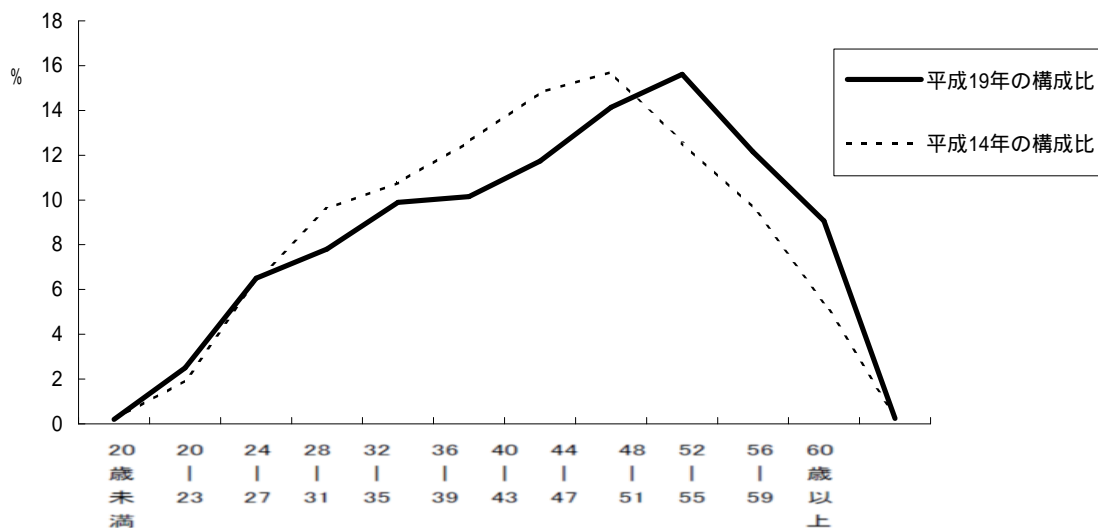
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
普通 会計 部門	一般行政部門	3,529	3,453	76	事務事業の合理化、財政危機回避のための改革プログラムによる公共事業の減少、指定管理者制度の導入に伴う減、全国豊かな海づくり大会開催準備、児童相談体制の強化に伴う増等
	教育部門	11,738	11,651	87	児童生徒数の減少、派遣社会教育主事の廃止等に伴う教員の減等
	警察部門	2,500	2,534	34	県民の安全対策のための体制強化に伴う増
	小 計	17,767	17,638	129	
公営 企業 等 部門	病 院	808	826	18	事務事業の合理化に伴う減、病院機能評価対応に伴う増等
	水道その他	187	181	6	事業量の減少による減等
	小 計	995	1,007	12	
合 計		18,762 [19,227]	18,645 [19,185]	117 [42]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。
 2 一般行政部門には、知事の事務部局（滋賀県立大学および公営企業等会計部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。
 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 38	人 467	人 1,214	人 1,455	人 1,845	人 1,892	人 2,189	人 2,636	人 2,910	人 2,265	人 1,689	人 45	人 18,645

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部門	区分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政		3,594 人	3,144 人	450 人	12.5 %
教育		12,020 人	11,610 人	410 人	3.4 %
警察		2,450 人	2,480 人	30 人	1.2 %
公営企業等会計		1,030 人	1,040 人	10 人	1.0 %
計		19,094 人	18,274 人	820 人	4.3 %

(参考) 新行革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成22年4月1日	知事部局等の職員(教員および警察官を除く。)の2割を削減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	年 目	計	数値目標
一般行政	職員数	3,594	3,529	3,453			3,144
	増 減		65	76		141 (31.3%)	450
教 育	職員数	12,020	11,738	11,651			11,610
	増 減		282	87		369 (90.0%)	410
警 察	職員数	2,450	2,500	2,534			2,480
	増 減		50	34		84 (280.0%)	30
公 営 企 業 等 会 計	職員数	1,030	995	1,007			1,040
	増 減		35	12		23 -(230.0%)	10
計	職員数	19,094	18,762	18,645			18,274
	増 減		332	117		449 (54.8%)	820

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道供給事業・工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円	千円	千円	%	%
上水道供給事業	3,943,487	1,691,250	595,086	15.1	13.7
工業用水道事業	1,030,270	272,164	191,377	18.6	18.4

(注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。

2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
上水道供給事業	59	278,030	45,462	114,429	437,921	7,422	7,857
工業用水道事業	18	88,112	15,502	36,565	140,179	7,788	7,286

(注) 1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。

2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

(a) 職員給与の削減(平成19年4月1日～)

職員の区分	内 容	
特 別 職	給料の12%減額	
一 般 職	次長級	給料の5%減額
	課長級・参事級	給料の3%減額
	その他の職員	給料の2%減額 (若年層1.5%)

(b) 諸手当の見直しなど

主な見直し内容 特殊勤務手当の全般的な見直し(統廃合や支給対象の限定)(平成18年度実施)
特別職に係る調整手当の廃止(平成18年度実施)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	43.3 歳	398,030 円	621,562 円
団体 平均	水道事業	45.3 歳	404,239 円
	工業用水道事業	45.3 歳	387,272 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(18年度)			1人当たり平均支給額(18年度 団体平均)		
1,985 千円			水道事業	1,911 千円	
			工業用水道事業	1,865 千円	
(19年度支給割合)			(19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.475月分	一般職員	3.0月分	1.50月分
特定幹部職員	2.6月分	1.875月分	特定幹部職員	2.6月分	1.90月分
再任用職員	1.6月分	0.750月分	再任用職員	1.6月分	0.75月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	10%～25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

上水道供給事業・工業用水道事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	16,757 千円		1人当たり平均支給額(団体平均)		
			水道事業	23,019 千円	
			工業用水道事業	17,209 千円	

(注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			12,615 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			164,189 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
滋賀県	4.4 %	74 人	4.4 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
滋賀県	7.0 %	7.0 %

(注) 平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給総額(18年度決算)		2,086 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		115,906 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		23.1 %	
手当の種類(手当数)		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深夜交替制勤務手当	水道事務所に勤務する職員のうち、運転監視を担当する職員	交替制勤務に従事するもの	月額 8,100円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	(1)災害防止のための応急作業等のため、深夜の呼び出しを受けた場合の登庁業務 (2)年末年始の日において行う業務で夜間に行われるものならびに時間外勤務手当が支給されない時間におけるもの	(1)勤務1回 500円 (2)勤務1回 3,000円 (4時間未満 1,500円)
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う水道事務所に勤務する職員	毒物・劇物を使用して行う検査の業務等	日額 260円
潜水等作業手当	建設課および水道事務所に勤務する職員	潜水器具を着用して行う潜水作業	日額 450円
用地交渉等手当	右記業務に従事した職員	公共用地の取得等の交渉業務(開始後1箇月以上経過したものに限り)	日額 650円 (深夜において行われた場合は970円)
特殊現場作業手当	建設課および水道事務所に勤務する職員	(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業 (2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業 (3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業 (4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業 (5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	(1)日額 230円～430円 (2)日額 290円～480円 (3)1時間 250円 (4)専従職員 月額4,500円、その他 日額430円 (5)日額 260円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	28,683 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	404 千円
支給実績(17年度決算)	36,105 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	509 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（20年1月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 〔支給額〕 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		14,177 千円	252,785 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 〔支給額〕 (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円 (持家居住者) 月額 4,500円	同じ		4,133 千円	80,125 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 〔支給額〕 (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		15,094 千円	224,164 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 〔支給額〕給料表別、職階別の定額 39,300円～130,300円	同じ		6,920 千円	988,576 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 〔支給額〕勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		16 千円	8,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 〔支給額〕勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		4,270 千円	237,226 円

(2) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 17,039,900	千円 723,405	千円 6,934,031	% 40.7	%

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 825	千円 3,022,984	千円 1,473,143	千円 1,291,882	千円 5,788,009	千円 7,016	千円 7,492

- (注) 1 職員手当には児童手当および退職給与金を含みません。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

(a) 職員給与の削減

職員の区分		内 容	
特 別 職		給料の12%減額	
一 般 職	次長級	医療職給料表適用者以外	給料の5%減額
		医療職給料表適用者	給料の3%減額
	課長級・参事級	医療職給料表適用者以外	給料の3%減額
		医療職給料表適用者	給料の1%減額
	その他の職員	医療職、福祉職給料表適用者以外	給料の2%減額 (若年層1.5%)
		医療職、福祉職給料表適用者 (注)	給料の減額なし

(注) 行政職給料表の適用者のうち病院事業庁長が別に定めるものを含みます。

(b) 諸手当の見直しなど

主な見直し内容 特殊勤務手当の全般的な見直し(統廃合や支給対象の限定)(平成18年度実施)
特別職に係る調整手当の廃止(平成18年度実施)

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（19年4月1日現在）

医師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	43.2 歳	543,456 円	1,208,629 円
団体平均	43.2 歳	546,714 円	1,244,347 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 4 以下の職種についても同様です。

看護師職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	33.9 歳	305,783 円	486,705 円
団体平均	37.4 歳	319,836 円	517,225 円

事務職

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	42.3 歳	377,854 円	652,781 円
団体平均	43.3 歳	378,305 円	610,581 円

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
1人当たり平均支給額(18年度)			1人当たり平均支給額(18年度 団体平均)		
1,565 千円			病院事業 1,697 千円		
(19年度支給割合)			(19年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	3.0月分	1.475月分	一般職員	3.0月分	1.50月分
特定幹部職員	2.6月分	1.875月分	特定幹部職員	2.6月分	1.90月分
再任用職員	1.6月分	0.750月分	再任用職員	1.6月分	0.75月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%、25%		管理職加算	10%～25%	
職務段階別加算	5%～20%		職務段階別加算	5%～20%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

病院事業			一般行政職の制度または団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	5,161 千円		1人当たり平均支給額(団体平均)	病院事業 8,206 千円	

(注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)			157,756 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			191,219 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般会計の制度(支給率)
滋賀県	4.4 %	724 人	4.4 %
医師および歯科医師	12.0 %	101 人	12.0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般会計の制度(支給率)
滋賀県	7.0 %	7.0 %
医師および歯科医師	15.0 %	15.0 %

(注) 平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給総額(18年度決算)	132,481 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	215,767 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	71.6 %		
手当の種類(手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師	エックス線その他放射線を照射する作業	日額 300円
	医師、診療放射線技師、衛生検査技術職員または看護師	放射線管理区域内で放射性物質を取り扱う作業または放射性物質による汚染物を処理する作業	
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、感染症の病原体に汚染されたものまたは汚染された疑いのあるものの処理作業等	日額 340円
夜間看護等手当	病棟に勤務する看護師	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務	ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,700円(深夜における勤務時間が深夜の全時間である場合 7,200円) イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3300円 ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,400円
	医師または歯科医師	夜間または休日等の昼間において行われる救急患者または病状の急変した入院患者の手術その他の患者を直接診療する業務であって、急を要するもの	ア 夜間に行う場合 5,400円(従事した時間が6時間を超える場合 7,900円) イ 休日に行う場合 6,400円(従事した時間が6時間を超える場合 9,400円)
	災害の防止のための応急作業等を行う職員	深夜の呼び出しにより、緊急に対処する必要がある作業に従事するための登院	勤務1回 500円
	右記業務に従事した職員	年末年始の日において行う公務の運営上の事情がある業務で夜間に行われるものならびに時間外手当勤務が支給されない時間におけるもの	勤務1回 3,000円(勤務時間が4時間に満たない場合 1,500円)
死体処理手当	右記業務に従事した職員	死体の清拭その他死体処置の作業または死体の病理解剖に係る補助作業	1体 1,100円
		死体の病理解剖の介助の作業	1体 2,500円
毒物および劇物取扱手当	右記業務に従事した職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務または特定毒物を取り扱う作業であって有害ガスの発生を伴うもの等	日額 260円

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	473,361 千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	632 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（20年1月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		54,547 千円	195,508 円
住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円～30,000円 (持家居住者) 月額 4,500円	同じ		60,267 千円	166,483 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員 月額288,500円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給 (2)研究職給料表の適用を受ける職員で、医学または歯学に関する専門的知識を必要として採用されたもの 月額50,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給 (3)医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額20,000円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて逡減した額を支給。	異なる	一般行政職にはない手当である。	322,584 千円	2,780,896 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給) 支給上限なし (交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給 2,500～31,100円 駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	同じ		80,550 千円	131,188 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 [支給額] 月額23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合6,000円～45,000円を加算	同じ		276 千円	276 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額] 給料表別、職階別の定額 39,300円～130,300円	同じ		62,128 千円	986,158 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1回につき、下記に掲げる額。 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額。			77,343 千円	315,685 円
	下記の宿日直勤務以外の宿日直勤務 6,800円	異なる	一般行政職にはない業務である		
	救急の外来患者および入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための臨床工学技士の宿日直勤務 2,900円	異なる	一般行政職にはない業務である		
	入院患者の病状の急変等に対処するための医師または歯科医師の宿日直勤務 20,000円(管理職手当の支給割合が100分の20である職を占める職員 12,000円)	異なる	一般行政職にはない業務である		
	入院患者の病状の急変等に対処するため登院が可能な態勢にある医師または歯科医師の宿日直勤務 5,350円	異なる	一般行政職にはない業務である		
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円～12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		90 千円	6,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		51,760 千円	125,936 円